

山口県営繕工事監督技術基準

(目的)

第1条 この監督技術基準は、山口県請負工事監督事務処理要領第7条に基づき、山口県の所掌する営繕工事の請負契約に係る監督の技術的基準を定めることにより、監督業務の適切な実施を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条

- (1)「監督」 契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の検査及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。
- (2)「監督職員等」 監督職員とは、総括監督員、主任監督員、監督員を総称していい、監督職員等とは、監督職員及び現場監督員(現場技術員を含む)を総称していう。なお、現場技術員とは、工事の設計・施工に必要な、現場技術業務をコンサルタント等に委託した場合に任命した技術員を示す。
- (3)「監督の方法」 監督行為(指示、承諾、協議、通知、受理、検査、立会い、把握、報告)を総称していう。
- ①指示 ・ 監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項を書面によって示し、実施させることをいう。
 - ②承諾 ・ 契約図書に明示した事項で、受注者が監督職員に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督職員が書面により了解することをいう。
 - ③協議 ・ 書面により契約図書の協議事項について、監督職員と受注者が結論を得るために合議し、その結果を書面に残すことをいう。
 - ④通知 ・ 監督職員が受注者に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
 - ⑤受理 ・ 契約図書に基づき請負者等の責任において監督職員に提出された書面を監督職員が受け取り、内容を把握することをいう。
 - ⑥検査 ・ 契約図書に規定された工事の施工の各段階で受注者が確認した施工状況や材料の試験結果等について、受注者より提出された資料に基づき、監督職員が契約図書との適否を判断することをいう。
 - ⑦把握 ・ 監督職員等が、臨場若しくは受注者が提出又は提示した資料により、施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督職員が契約図書との整合を自ら認識しておくことをいい、受注者に対して認めるものではない。
 - ⑧立会い ・ 契約図書に示された項目について、監督職員等が臨場し、内容を確認することをいう。
 - ⑨報告 ・ 受注者からの、契約書に定める請求、通知、申出、承諾及び解除について、書面をもって契約担当者へ知らせること。

(監督の実施)

第3条 監督職員等は、以下の表の各項目について技術的に十分検討のうえ、監督を実施するものとする。なお、関連図書及び条項の欄で「契」は、契約書を示す。

| 項 目 | 業 務 内 容 | 関連図書 及び条項 |
|-------------------------------|--|--------------|
| 1 契約の履行の確保 | | |
| (1) 契約図書の内容の把握 | 契約書、図面、仕様書、現場説明書、設計計算書及び現場説明に対する質問回答書等及びその他契約の履行上必要な事項について把握する。 | 契第 1 条 |
| (2) 施工計画書の受理 | 受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。ただし、品質計画は承諾する。 | |
| (3) 施工体制の把握 | 現場における施工体制について、下記の項目の把握を行う。 ① 配置技術者の専任性及び技術者の適正な配置 ② 施工体制台帳及び施工体系図の整備 ③ その他契約の履行上必要な事項 | 契第 10 条 |
| (4) 契約書及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等 | 契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協議（詳細図の作成を含む）及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。 | 契第 9 条 |
| (5) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知 | ① 契約書第 18 条第 1 項の第 1 号から第 5 号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討のうえ、必要により工事内容の変更、設計図書の訂正内容を定める。ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ契約担当者等の承認を受ける。なお、必要に応じて、設計担当者等の立会いを求めることができる。 ② 前項の調査結果を受注者に通知（指示する必要があるときは、当該指示を含む）する。 | 契第 18 条 |
| (6) 変更設計図面及び数量等の作成 | 一般的な変更設計図面及び数量について、受注者から確認資料等をもとに作成する。 | 契第 18 条 |
| (7) 関連工事との調整 | 関連する 2 以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整を行い、必要事項を受注者に対し行う。 | 契第 2 条 |
| (8) 工程把握及び工事促進指示 | 受注者からの履行報告に基づき、工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。 | 契第 11 条 |

| | | |
|-------------------------|--|--------------------|
| (9) 工期変更の事前協議及びその結果の通知 | 契約書第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条第 3 項、第 21 条及び第 39 条第 2 項の規定に基づく工期変更について、協議の対象であるか否かの確認（事前協議）及びその結果の通知を行う。 | 契第 23 条 |
| (10) 契約担当者等への報告 | | |
| ア 工事の中止及び工期の延長の検討ならびに報告 | <p>① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、契約担当者等へ報告する。</p> <p>② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し、契約担当者等へ報告する。</p> | 契第 20 条 契第 21 条 |
| イ 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告 | 工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、契約担当者等へ報告する。 | 契第 27 条 |
| ウ 第三者に及ぼした損害の調査及び報告 | 工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、契約担当者等へ報告する。 | 契第 28 条 |
| エ 不可抗力による損害の調査及び報告 | <p>① 天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、確認結果を契約担当者等へ報告する。</p> <p>② 損害額の負担請求内容を審査し、契約担当者等へ報告する。</p> | 契第 29 条 契第 29 条 |
| オ 部分使用の確認及び報告 | 部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、契約担当者等へ報告する。 | 契第 33 条 |
| カ 中間前金払請求時の出来高確認及び報告 | 中間前金払の請求があった場合は、工事履行報告書に基づき出来高を確認し、契約担当者等へ報告する。 | 契第 34 条 |
| キ 部分払請求時の出来形の審査及び報告 | 部分払の請求があった場合は、工事出来形報告書等の審査及び出来形部分の出来高内訳表等の作成を行い、契約担当者等へ報告する。 | 契第 37 条 |

| | | |
|------------------------------------|--|---|
| <p>ク 工事関係者に関する措置請求</p> | <p>現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者、下請負人等が工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、契約担当者等への措置請求を行う。</p> | <p>契第 12 条</p> |
| <p>ケ 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告</p> | <p>① 契約書第 42 条第 1 項及び第 41 条第 1 項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、契約担当者等に対して措置請求を行う。</p> <p>② 受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約担当者等へ報告する。</p> <p>③ 契約が解除された場合は、出来形部分の調査及び出来高内訳表等の作成を行い、契約担当者等へ報告する。</p> | <p>契第 41、 42、43 条</p> <p>契第 45 条</p> <p>契第 48 条</p> |
| <p>2 施工状況の検査等</p> | | |
| <p>(1) 事前調査等</p> | <p>次の事前調査業務を必要に応じて行う。</p> <p>① ベンチマークの位置、高さ、設置の方法等についての検査</p> <p>② 既設構造物の把握</p> <p>③ 支給（貸与）品の検査</p> <p>④ 受注者が行う官公庁等への届出の把握</p> <p>⑤ 工事区域用地の把握</p> <p>⑥ その他必要な事項</p> | <p>契第 15 条</p> <p>契第 16 条</p> |
| <p>(2) 指定材料の検査等</p> | <p>設計図書において、監督職員の試験若しくは検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料又は監督職員の立会いのうえ調合し、調合について見本の検査をうけるものと指定された材料の品質・規格等の試験、立会い、又は検査を行う。</p> | <p>契第 13、14 条</p> |
| <p>(3) 工事施工の立会い</p> | <p>設計図書において、監督職員の立会いのうえ施工するものと指定された工種においては、設計図書の規定に基づき立会いを行う。</p> | <p>契第 14 条</p> |
| <p>(4) 工事施工状況の検査</p> | <p>設計図書に示された施工段階において、臨場等により検査を行う。</p> | |
| <p>(5) 工事施工状況の把握</p> | <p>主要な工種について、適宜臨場等により施工状況の把握を行う。</p> | |

| | | |
|-----------------------------|--|----------------------------|
| <p>(6) 建設副産物の適正処理状況等の把握</p> | <p>建設副産物を搬出する工事にあつては産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されているか把握する。</p> <p>また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあつては、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。</p> | |
| <p>(7) 改造請求及び破壊による検査</p> | <p>① 工事の施工部分が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められたときは、改善の指示又は改造請求を行う。</p> <p>② 契約書第 13 条第 2 項若しくは第 14 条第 1 項から第 3 項までの規定に違反した場合又は工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があるとみとめられる場合は、工事の施工部分を破壊して検査する。</p> | <p>契第 9、第 17 条</p> |
| <p>(8) 支給材料及び貸与品の検査、引渡し</p> | <p>① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、契約担当者等が立会う場合を除き、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき検査し、引渡しを行う。</p> <p>②前項の検査の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に相当でないと認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貸与品を契約担当者等と打合せのうえ引き渡し等の措置をとる。</p> | <p>契第 15 条 契第 15 条</p> |
| <p>3 円滑な施工の確保</p> | | |
| <p>(1) 地元対応</p> | <p>地元住民等からの工事に関する苦情、要望などの報告に対し必要な処置を行う。</p> | |
| <p>(2) 関係機関との協議及び調整</p> | <p>工事に関して、関係機関との協議及び調整等における必要な措置を行う。</p> | |
| <p>4 その他</p> | | |
| <p>(1) 現場発生材の処置</p> | <p>工事現場における発生材については、規格、数量等を確認し、その処理方法について指示する。</p> | |
| <p>(2) 臨機の処置</p> | <p>災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認められるときは、受注者に対し臨機の措置を求める。</p> | <p>契第 26 条</p> |

| | | |
|------------------------|---|--|
| <p>(3) 事故等に対する措置</p> | <p>事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、監理課に報告する。</p> | |
| <p>(4) 工事成績の評定</p> | <p>監督職員は、工事完成のとき「工事成績評定要領」に基づき工事成績の評定を行う。</p> | |
| <p>(5) 工事完成検査等の立会い</p> | <p>原則として監督職員等は工事について行う技術検査(完成検査、出来形検査、中間検査)の立会いを行う。</p> | |
| <p>(6) 検査日の通知</p> | <p>工事検査に先立って受注者に対して検査日を通知する。</p> | |

改訂履歴

- ・平成14年 4月 1日制定
- ・平成16年 4月 1日改訂
- ・令和 2年 8月 1日改訂
- ・令和 3年 8月 1日改訂